

令和5年度 第1回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会  
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録

日 時：令和5年9月8日（金）  
午前10時00分から正午まで  
場 所：大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室

司会（障がい福祉課 谷口担当係長）：〈開会〉

松村障がい者施策部長：〈開会の挨拶〉

司会：〈委員紹介等〉

潮谷部会長：

改めましておはようございます。

部会長の潮谷でございます。

今回もたくさんの資料があって、2時間で終われるのかなというのがすごく心配な状況です。

ぜひですね、皆さん忌憚のないご意見を出していただきながら、議事の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

先ほど松村部長からもお話がありましたように、今回ワーキングの方で取り組むべき課題として相談支援体制の充実であったり、地域生活支援拠点事業の推進と、またセルフプランのあり方についてということも議論していきました。

その辺りでご報告もありますので、皆さんのご意見を出していただけたらと思っております。

また区からですね、市の施策として取り組むべき課題というのも大変貴重な意見をいただいておりますので、その辺りもご確認いただき、ご意見を出していただけたらと思っております。

それではですね早速議題の方に入っていきたいと思っております。

議題の1は報告事項ですので事務局からまとめて説明いただいた後に、内容についてご意見がある場合はお願いいたします。

その後、議題の2、ワーキング会議の開催結果に関してご説明いただき、1回目の審議を行います。

その後、各議題については事務局説明の後に、審議を行うこととしております。

では、事務局から議題の1について一括してご説明をお願いいたします。

司会：〈資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4について説明〉

潮谷部会長：

ご説明ありがとうございました。

ただいま議題1についてのご報告ありましたが、議題1は報告事項となっておりますので、何かご意見等ありますでしょうか。

はい、古田委員、お願いいたします。

古田委員：

はい。

資料3ですかね。

相談支援の状況ですけれども、去年に比べてみたら相談支援事業所は51ヶ所増にはなっているのですが児童の方が45ヶ所増と。

ただ、サービス利用者は、令和3年から令和4年、こっちの方は令和3年から4年ですけど、1,509人と児童の方が1,112人、合わせて2,621人増えていまして、やはりまだ計画の相談率は横ばいの52%というような状態ですんで、去年に比べて同じぐらいは増えて、一昨年にも比べても同じぐらい増えているのかなとは思うのですがけれども、さらにまだちょっと弱い、少ない区もありますんで、対策が必要かなと思っております。

それから、資料4基幹センターの委託の公募が始まるので、市も基幹センターも大変やとのですけれども。

かなり基幹センターが体制的に厳しい状態にもなっておりますので、それほどに仕事を増やさないでいただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

ご意見というところでよろしいですか。

他いかがでしょうか。

岡委員。

岡委員：

岡です、よろしく申し上げます。

資料4の基幹センターの業務が増えることに関して、「2 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応」のところですかね。

これ今、各基幹センターが普通にしていることだと思うので多分そんなに、イメージ的には変わらないっていう感じでいいんですかね。

もう文言的に入ったってだけの話なのかなというふうに解釈しているのですが、いいですかね。

ていうのとあと、4のところの「個別事例の情報共有のうえ」って、これどういうイメージなのかなっていうのをもうちょっと具体的にね、今後進めていく上で、少し提示していた

だきたいなど。

例えば、区の中で、それをどんどん共有していくということになれば、ある一定のルールは、大枠は決めておかないと。

例えば精神障がいの方であれば、自分の知らないところでいろんなことが共有されていくってなるとそれだけで、支援がもう滞ってしまったりとか、支援者に不信感を抱いたりとか、いろいろあるので、ある一定ルールに基づいて、やるんだということを各区の中でかなりちゃんと認識を持つような形でやらないと、多分もう収拾つかないような状況になっていくと思うので、そういうのをもうちょっと具体的なイメージを各区に何かフィードバックするような、形をとってもらえたら、各区の基幹センターとか、各区の中で動きやすくなるのかなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

潮谷部会長：

はい。

資料4のところ、今後ですね、来年度から会議体の位置付けというものが明確になっていくというところにおいて、守秘義務についてもですね、当然しっかり守られていかないといけないということになるかと思えます。

そのあたりは、国の方から、あり方っていうのが一定出てから、市からもまた検討を行って、各区自立支援協議会に発信するというところでよろしいですかね。

事務局の方からお願いいたします。

三浦障がい福祉課長：

ご意見ありがとうございます。

まず、新規の業務としてお示しさせていただいている部分ですけれども、ご指摘いただきましたとおり、支援の現場の中ではもうすでに対応いただいている部分が大半あるかと思っております。

今回、市の考え方としましては、そういったこれまで、実務の中でやっていたものを、きっちりと業務として位置づけるというふうなことで、センターの機能としてきっちりとお示しできるような形にしていくという趣旨が強いかなと思っておりますので、そういったご理解いただければと思っております。

個人情報の情報共有につきましても、部会長からご指摘していただきましたように、守秘義務との関係も含めまして、今後どのような運用をしていくのかもきっちりと区の方と共有できるような形で整理を図りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

その他、山田委員、お願いいたします。

山田委員：

すみません、新規事業ということで、改めて入れていただいたので、あえてちょっとだけ地域生活定着支援センターとして発言させていただきますと、今までは出所者支援がメインだったのですが、令和3年から被疑者、被告人段階の人の支援っていうのが始まっていて、特にその人たちの支援についてはですね、逮捕されたとはいえ、結果が出るまでは市民ということで、私たちの支援としても、今まで住んでいたところの地域の方々にご協力いただきながら、支援を展開しているところです。

年間 15 件ぐらいあるのですけれどもやっぱり半分近くは大阪市内の方が多くてですね、現実的に市のいろいろな自治体の方にご協力いただいたり、あとは基幹センターの方に瞬時に動いていただいているというような現状がありまして、本当に私たちの支援でも大変助かっているところです。

だから、この度こういう形で、しっかりとまた明記していただくっていうことで、より一層、一緒に連携させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

今までも地域生活定着支援センターと連携されてきたということですけど今後、入口支援というのはさらに増えていくというところで、基幹の役割とか地域自立支援協議会の役割が増えていくということですね。

はい。

選定においてですね、これらの評価項目、業務内容というところはあるんですけど、多分今年が増えるだろうということもありますので、いろんな形で市の方からもバックアップしていただけたらというふうに思っております。

後で出てくると思いますけど、例えば主任相談支援専門員の位置付けとか、強度行動障がいの方への支援とか、医療的コーディネーターとの連携とかですね、ケア児の連携というところもありますので。

これ多分、文言入れていくとどんどん増えていく可能性あると思います。

ただ実際にやっていく内容っていうのも増えていくと思いますので、そこら辺をぜひ市の方でご協力をしていただけたらと思っております。

それでは、議題の1については、ご意見等も大丈夫でしょうか。

はい。

それではですね次の議題の方に行きたいと思います。

議題の2について事務局からご説明をお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：

<資料5、資料6、資料7について説明>

潮谷部会長：

はい。

ただいま議題2についてご説明をいただきました。

ワーキングからのですね、資料であったりというところだと思いますが、この議題2についてご意見等ありますでしょうか。

はい。

古田委員お願いします。

古田委員：

はい。

まず資料6についてですけれども、大阪はですね重度の障がい者の地域生活が非常に多いので、ケアプラン1件作るのも大変な状況がありまして、しかも1人事業所が7、8割はあるというような状態で、まだ複数体制とれている相談支援事業所が非常に少ないというアンバランスな状況の中で、苦しい状態が続いています。

厚労省に対しても、この状態は前から訴えてはいるのですが、大阪独自の問題やというふうに言われたりして、重度障がい者とか困難ケースのパターンとか、1人事業所が2人になるまでの間の加算みたいなのは必要ですよってということで、厚労省にも求めているのですがなかなか、大阪の実情やろ、みたいな感じでうまいこといってないのですが、次期報酬改定に向けて大阪市からも、まずその点は要望していただきたいというふうに思っています。

それがなかなかできない中で、苦肉の策やったのですが、今回示していただいたように、今の国の制度で、ある部分は全部使えるやつを使おうということになりまして、困難ケースとかの場合は毎月モニタリングが可能であるというようなことを示していただいたりして、いよいよ1人事業所が複数連携すれば、拠点の役割を担えば、機能強化型報酬が取得できるという方法があるというのはわかりまして、実際1人事業所やったら、1,500単位/件ぐらいなののですが、それが拠点の連携型でやると、1,600単位/件から1,800単位/件ぐらいまで拡大することができるので、1人事業所がいろいろ連携することによって、そういうふうな報酬を得られるのであれば、2人体制とかにも繋がっていくのかなということで、そういうふうな形で検討させていただきました。

ただちょっと書いてある文言が結構ややこしくて。

これ、報酬告示とかも全部読んだのですが、かなり難しい書き方していて、厚労省にこ

の辺どういう意味なのかと聞くと、ちょっと待ってくれとか言われて。

確かにややこしいなっていう話になっていまして、わかりやすく落としていただいてもこれで、まだ分かりにくいかもしれんなど。

算定要件いろいろ書いてあるのですが一番しんどいかなと思うのは、毎週 1 回の伝達会議の部分、集まってやりなさいっていう、算定要件の 2 番ですね。

これが一番手間かなとは思いますが、あとの要件はできるかなというふうに思われるところです。

去年の 1 人事業所のアンケートでも、結構困難ケースに取り組んでくれているなというのが、半数ぐらいありましたので、それやったら基幹と連携して困難ケースに取り組んでもらってこの報酬が得られるのであれば、ちょっと可能性としてどうかなということで、今回こういう案で作っていただいたところです。

これをですね、わかりにくいので 1 人事業所の支援策としてわかりやすく、さらにまとめていただいて、詳細はこれでいいのですが。

それで、1 人事業所支援策のパッケージとして、各区の相談支援部会にまわしていただいて、こういう手ありますよということでやりませんか。

ある意味、基幹センターが中心となって、この 1 人事業所の連携なんかもやれますので、そういう形で、みんなで協働しませんかっていうことで、必要に応じて市からもしんどい区に回っていただくなどして、1 人事業所をみんなでバックアップしていこうというような機運をぜひ、作っていただけたらと思っています。

そういう、1 人事業所の支援策パッケージみたいなものを、できたら 10 月ぐらいにでもワーキングをやっていただいてですね、もう早速取り組みを進められないかなというふうに思っているところです。

それが 1 つと。

もう 1 つ、セルフプランの方ですが、これも大変な中かなり精査していただいて、見方がややこしいのですが、結局何でこれをやり始めたか言うたら、大阪でセルフプランがかなり多くて、大阪府下は全国最多 40% ですね。

全国最多の状況とされています。

それで、昔から本人が希望して自分でやりたいというセルフプランはそれでいいけども、相談支援が足りないから、セルフプランになっているというのは、これはもうもつてのほかだ、みたいに国から言われていて、それを計画的に解消していきなさいというふうに何回も言われてたんやけど、なかなか相談支援が増えない中で、追いつかない中で、残ってきた問題なのですけども。

これについてもですね、この間もう高齢化・重度化が進んできていまして、もう介護保険に入るとなるとセルフプランではなくなっちゃうので、ケアマネが入ってきて、また考え方がかなり違いますのでトラブルになるっていうのが、増えてきています。

介護保険はですね、誕生日月の 3 ヶ月前に手続きの勧奨通知が送られてきて、それはどん

な内容か言うたら、誕生日からそのまま続けて介護サービスを受けるのだったら介護保険で速やかに、提供できるようにするために、早めに区役所に来なさいよって文章しか書かれてなかったんです。

それで3か月前から相談支援にこられて、ちょっとどうしようって言われても、とても間に合わない状態で、障がいによってはそんな介護保険の事業所では対応できないということになりますんで、場合によってはもう障がい福祉サービスでいくしかないやろうっていうようなケースも出てきまして。

だから、直前になって慌てるよりも、63、4歳から計画的にアプローチするというような仕組みが必要ではないかというふうになってきました。

これ人数が気になっていたんですけど、これ黒枠で囲んでいただいたところを見ましたら、やはり訪問系が一番多くて、併給しているケースで、63歳で区分4・5・6合わせて77人になります。

それで64歳で区分4・5・6合わせて93人になります。

ですので、これ1年ずつ計画的にやっていくのであれば、24区であつたら、数件ずつぐらいじゃないかということになるんで、ここが一番、区分4・5・6で居宅介護あるいは重度訪問介護を使っている人なんかは、介護保険では多分足りないんで、そこで上乗せをどうするのかっていう話になってきますんで、ここを早めから集中的にあたって行って、事業所との調整、ケアマネとの調整をできた方がいいやろなど。

居宅介護はえらい多いんですけども、多分6、70時間ずつ使えてたりすると思うんで、介護保険では対応できなくなるっていうのは一番考えられるところです。

で、日中活動を生活介護ではそのまま使えないから、通所介護に行けとか言われたりして問題になっていたんですけども、大阪は本人が希望すれば、生活介護のままでいけるということで整理していただいていますけれども。

これも希望にはなったんですけども、2ページ目の、日中活動だけの利用って言うたらほとんど区分4・5・6でいないので、併給している人が30人ずつぐらいいらっしゃるということになりますので、これは多分、上の訪問系とおんなじ併給をされている方がほとんどではないかと思うんで、そんなに数は増えないのかなというふうに理解しております。

ですから、訪問系のこの併給しているところを主にあたって行って解消していくということが必要なと。

3ページ目の外出支援とかは、そのまま使えるんで、それでいいのかなと思うんですけど。あと、居住系の方も施設が、グループホームが含まれていると思うんですけど、あと療養介護ですか。

療養介護はほとんどおられないっていうふうに聞いています。

ただ、その内セルフプランは60代で179人いてはりまして、63、4歳はそんなにいてはりませんが、施設入所の制度プランっていうのは、かなりやっぱりこう、年代を問わずあたっていくべきかなとは思っております。

ただ、この1,614人のセルフプランのうち、施設入所はおそらく全体で1,200人というデータが出ていました。

セルフプラン率でいうと30%ぐらいなんで、全年代で言うたら400人ぐらいが施設入所者のセルフプランと考えられますんで、これはちょっとまた計画的に、あたっていくことが必要かなと思っています。

訪問系の区分4・5・6をあたっていただくことが必要なんですけど、ただ、区分3・2・1だからということでトラブルが起こらないかって言ったらそうでもありません。

費用負担の問題とかも絡んできますんで。

63、4歳にはですね、全員に対してとりあえず相談支援、償還払いが効く場合もありますしね。

サービスの利用の変更となる場合がありますんで、区分3・2・1も含めてですね、新たにちょっとわかりやすい勧奨通知を作って、早めに対応するというようなことが必要かなと思っていますんで、その辺の具体的な勧奨通知も、今度また10月ぐらいに整理させていただきたいと思っていますところなんです。

ちょっと長くなりましたが以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

まず1点目の生活支援拠点事業の要綱改定というところですね、一つは算定要件の文言についてまだわかりにくいということですので、これについてまた変更を検討して欲しいということですね。

で、もう一つは1人相談支援事業所の強化をするためのパッケージみたいな形での打ち出しが必要ではないかというような話だったかと思います。

まずこの生活支援拠点事業の方についてですね、委員の中で、他にもこういうことを検討した方がいいんじゃないのかということ、追加でありますでしょうか。

岡委員お願いします。

岡委員：

岡ですよろしく申し上げます。

拠点整備におけるところ、区の件なんですけれども、いろんなところでちょっと聞いてきたんですが、そうするとやっぱり各区の現状としては各区の担当者もよくわかってない、基幹センターもどうしたらいいかわからないっていう状況の中では、まず、これとこれとこれこういうふうにこういうふうにするんだというようなフォーマットを作ってもらって、何を協議会の中にするんだということをもっとわかりやすくして欲しいと。

今も区の中で整理して、ポンと丸投げの状態になっている中では、もう右も左もわからない中で何をしたらいいかわからないという状況になっているので、まず一定のそこの整理が要るのかなというふうに思います。

もうこれは各区の基幹センターさんとあと地活センターですね、なんか口をそろえて何をするかをはっきりさせて欲しいと。

それを区の中で考えなさいって、もう本当に皆さん忙しい中で集まって話している中で、考えなさい言われても考える時間がないと。

なので、そこはもうパッケージ化してもらって、上から降ろしてもらった方が多分もっと区がスムーズに動くと思いますということで、ご意見がありましたらぜひそれは検討していただきたいなというのがあります。

あと主任相談支援専門員の推薦に係る申し入れですね。

これについては、ワーキングの中でも見させてもらったんですけども、現状としまして、やっぱり市と府に対する研修の協力というところが、例えばファシリテーター1つにしても、現任研、初任研のファシリテーターっていうのは、たぶん研修を共同受託で何団体かが受けていますよね。

そこがファシリテーターを一本釣りしている状況の中では、新たにそこにファシリテーターとして入っていくということがなかなか難しいという現状がある。

なので、例えば、区の中の役割をもっともっと増やして、区の中であればその各区の相談支援事業者やいろんな事業者がそこに協力するのはたぶん可能だと思いますので、その部分をもっともっと膨らませて、市などのところについても、例えば、事業者からは、どうやったらそういった研修のファシリテーターになれるんですかってなったときに、現状としては答えようがないんですよ。

事務局側が一本釣りしている状況の中で、どうやったらなれるかって言われても、事業者が仲良くなるしかないね、みたいなことしか言えないので、正直その辺も、この推薦書1つにしても、研修そのもののファシリテーターの選定の仕方であったり、いろんなものを少し整備していく段階に入っているんだろうなって気はするんです。

だから門戸を広げないと、どんどん相談支援専門員が、講師としてとかファシリテーターとして活躍していく場っていうのがないので、その辺は少し整備していてもいいのかなと。

これはもう大阪市だけじゃなくて、多分大阪府さんとか堺市さんとかも含めて多分検討していかなあかんことかなとは思いますが、そういうものを整備してもいいのかなというふうには思います。

じゃないと、例えば、大阪市・大阪府の研修への協力っていうところについては、区の協議会の参画状況の点数が同数で並んだ場合にこういったものを協力していれば優先が高くなりますよ、とかっていうふうに、すべてトータルということではなくて、あくまでもここまでの点数を評価して、プラスアルファでやりますみたいな形をとったりとか。

もうこれ走り出してしまっている部分があると思いますので、その辺はその時の状況に応じて検討していけばいいのかなというふうには思っているんですけども、現状としてはそういった形なので、普通の特定相談支援事業者の相談支援専門員がこれをしていこうと思うと、少しハードルが高いものになってしまっているのかなと思います。

その辺は改善の余地があるのかなというふうには思います。

潮谷部会長：

はい。

主任の推薦の枠組みっていうところで、ファシリテーターというところの要件を聞いてるわけですけど、その辺りがほとんど固定化されているので、今後ファシリテーターをどういうふうに区の方からも上げていくのかっていうところも検討しないといけないということですね。

このことについては府の方にも意見として出しておきたいなというふうに思います。

他はいかがですか、生活支援拠点事業についてはよろしいですか。

鳥屋委員お願いします。

鳥屋委員：

はい、鳥屋ですけれども。

まず拠点の登録の方ですけれども。

こないだ私たちの都島区の方にも、障がい福祉課の方から説明に来ていただきました。

で、相談支援事業者と、それからショートステイの事業者が来てくれたんですけども、やっぱり皆、何となくポカンとしているというか、これに登録することの意味というものがあまりまだピンとこない感じがあります。

とはいえ、地域生活支援拠点なので面的整備というところで、このネットワークをいかに強くしていくかっていうところでは、とにかく市の方から、障がい福祉の方から、各区それぞれ説明に回っていただいて、我々もいくつか質問出てきたんですね。

例えば、緊急件数ってというのはどこまでがそれに当たりますかとか。

それはなるほどなとかも思いましたし。

それから緊急ケースなので、全く区分が無い状態で、ショートを受け入れて、後から大丈夫ですかみたいな質問であるとか、そういったことが説明会を開いてもらえば出てくるという中で、少しずつ地域の方でも、この拠点ということに対して、意識が生まれてくるのかなというふうにとらえたので、ぜひその辺回っていただけたらなというふうに思います。

それから、セルフプランの分析も60歳から1年ごとをすごく細かく出していただきまして、やっぱり年々、65歳に突入する方が何人もおられて、この分析の後、それををどうするかっていうところに、今後なっていくと思うんですけども。

やっぱり地域では、65 歳になるときにケアマネジャーが、障がいと併給でやったことがないから、とかっていう方がほとんどなんですね。

むしろ併給で取り組んだケアマネジャーの方がもう限られてるという中では、ケアマネジャーへの市からの説明がないと、ご本人さんにセルフプランではなくて計画相談を勧めるだけでも追いつかないというところで、これも市の方から各地域の方に説明とか、こうなったら相談支援専門員とケアマネジャーがこういう協力をし合ってくださいね、本人の意向を必ず漏らさないように、本人の生活が崩れないようにこうしてくださいねというような、そういう働きかけも必要かなというふうに思います。

あとセルフプランのところで、65 歳に到達する部分が割とスポットが当たってたんですけど、都島区は割と児童も多い区でもありまして、今度 18 歳問題ということで、18 歳になるときに、セルフプランの児童なんかが急に児童福祉法から総合支援法に変わるという、法律もそれから制度も変わる中で、今までの放デイとか、それから 18 歳で大人になった際になったときに急に場が変わってしまう。

そこで一旦、支援がかなりブツ切りになってしまうということで、どういう大人の場に行ったらいいかが、親御さんだけではわかりにくいというか、どうしたらいいかっていうところで、行き詰まってしまうということも多々起きています。

今日の最初の方にも、指定事業者のセルフプランの区ごとの達成率が出てたんですけど、児童の方の達成率ってのは、前回のこの協議会でも発言さしてもらったんですけど、かなり区によるばらつきが大きいですね。

特に先ほども見ていまして、平野区なんかは人数がすごく多いはずなのに、児童の計画の達成率がものすごく低くてですね、これは想像なんですけれどもただやっぱり追いついてないんだろうなど。

そういった中で、ちょうどさっき言いました、18 歳になるタイミングでセルフのまま、ちゃんと大人の支援の方にもうまく繋がらないようなことを早く何とか解消しないといけないと思うので、そういう児童の年齢の方のセルフプランの対応も急がないと、そういう 18 歳になるタイミングで非常に困るという事になると思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

セルフプランの方についてもご意見いただきましたけど、他何か。

與那嶺委員、お願いいたします。

與那嶺委員：

はい、すいません。与那嶺です。

今、鳥屋委員の方から出た、障がい児相談支援のセルフプランの中で、ということで前回

のワーキングでも高齢者という意味では、的外れだったという意見とあってたんですけども、計画相談のメリット・デメリットっていうのがよく伝わっていないので、それをどう伝えるか。

それと親御さんなんか特にそうだろうかと、子どももだと思いますし、その中でチラシ等、わかりやすいものを作ってお伝えするという伝達方法を考えるのはどうかという意見を出させてもらいました。

で、もう1点、おそらくこれはある委員会で、だと思っんですけど、事業所が日中だけ空いているので、働いている保護者の方がどうしても、夜間とか土日に空いていないというところで、計画相談になかなか繋がらないというような状況があるんじゃないかっていう話もあったんで、そういった点も踏まえて、問題を少し軽減解消していくことで、その移行というところもスムーズに行くのではないかなというふうに、今話を聞いて思ったりしました。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

その他何か、この2点についてありますでしょうか。

船戸委員、お願いいたします。

船戸委員：

大阪総合発達療育センターの船戸です。

私の場合、重身とか医療的ケア児が多いんですけども、結構、新生児について、どこへどうつないだらいいのかわからないっていうことがあって、ほとんどセルフプランという形になります。

施設が入れば、計画案に繋がるんですけども。

そこらあたりのデータ、例えば、知的障がいの方は意外と、実際20歳未満のセルフプラン率が33%っていう、これ非常に低いかなという印象を受けたんですけども。

いわゆる身体の人たちが、それから医療的ケアの人たちがどれぐらいきちんと繋がっているかっていう、もしデータがあれば出していただきたいなと思います。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

医療的ケア児のセルフプランというところはしっかり分析が必要かなというふうには思いますので、その辺りぜひ進めていただけたらというふうに思っております。

今の意見を踏まえますと、1つはセルフプランに関してはもう少し分析も必要ですし、これをどう運用していくかっていうことの検討が必要かと思しますので、またワーキングの方でその辺りを進めさせてもらえたらというふうに思っております。

もう1つの生活支援拠点事業についてですね、主任というところもそうなんですがそのあたりについて、説明会もいくつかの区でされているということですけど、今後それを進めるために市として、どうやっていくのかっていうことは、また出してもらえたらなというふうに思っておりますし、文言の変更といったところもですね、検討いただけたらなというふうに思っておりますが、その他いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長：

ありがとうございます。

地域生活支援拠点の整備につきましては、少しずつ増えている現状ではありますけれども、今後の重度化するケースへの支援ということを考えるときには、しっかりと整備していくことが重要だというふうに考えております。

そういった意味でも、先ほど現場の実情をお聞きさせていただいたのは大変貴重な情報をいただいたと思っております、どのように整備するかということをも、区レベルでしっかり理解していただいて、進め方をお示しするということの必要性も認識させていただきました。

説明会も含めまして、どういった進め方にすればいいのかっていうふうなパッケージのお示しも含めて、どのように区の取り組みを後押しできるかということをも市として考えていきたいという風に思っております。

また、拠点整備の1つの拡充方法としまして今回お示しさせていただきました、1人事業所への拡充というところですが、先ほど古田委員からパッケージのお示しということでご意見いただきましたが、大阪市としましては、こういった拠点整備の1つを担っていただく機関として、1人事業所で重度のケースを担っていただいている事業所さんもたくさんあるということを踏まえて、1人事業所への展開ということも考えたところですので、1人事業者への情報提供ということにつきましては、今回の報酬算定のこともあります。が、拠点整備の1つとして担っていただくということを大きなテーマとして、1人事業者への働きかけについては考えていきたいと思っております。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

ぜひパッケージっていうところだけじゃなく、モデル事業のような形で、事例というのが出てくると、わかりやすいんじゃないかなと思います。

そういう事例集とか、その事例を伝えるような場というのがあったらいいなというふう

に思いますので、そのあたりもご検討いただけたらというふうに思います。

セルフプランについての分析は、引き続きやっていただけるということでよろしいですかね。

はい。

ワーキングについての内容ということでご報告いただきました。

時間の関係もありますので、ワーキング継続というところで、その辺りは引き続き審議していきたいと思いますので、またワーキングの方にですね、ご意見を上げてもらえたらというふうに思っております。

それでは続いての議題3の方に行きたいと思います。

事務局の方でよろしくお願いします。

塩谷障がい福祉課長代理：

<資料8について説明>

潮谷部会長：

はい。

議題3として各区から寄せられてきた課題ということですね。

最初の資料8の方が12の課題ということで、市の方で優先順位が高いだろうと設定していただいたもの、以前からあった内容の継続というのも多く含まれているかと思えます。

その他の課題というところも複数出されておりますし、令和4年度の課題というのも、積み残しのままになっていることもたくさんあるかというふうに思えます。

これらについてですね、ご意見等ありますでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

はい。

ありがとうございます。

市で取り組むべき課題の、市自立支援協議会で検討する課題は拾っていただいてありがとうございます。

8050問題でもですね、そのうちもう親は倒れ始めるんじゃないかと危惧していたら、うちの区ではですね、この間数件ありまして、親が死亡した、入院した、入所した、それで、取り残された障がい者は、もう緊急事態やというケースがたくさん起こり始めていましてね。

だけれども、とりあえず支給決定は通常の実給決定でいこうか、みたいな区の話もあって、そんな言ったら3ヶ月ぐらい誰が見るんですかみたいな話もあって、以前、緊急時支援事

業とか作ってんねんけども、これらは忘れられているみたいなんです。

せっかく作っているのにね、緊急一時保護と緊急時支援。

その日から入れるような形にしているんですけど、もう1回周知を徹底しないと、下手したらもう危ない事件になりかねないような状態でもあるんで、その辺はお願いしたいなど。

あと、昨年度言わせていただいた養護者虐待が、なかなか養護者の定義に当たらないからということで、70%ぐらいがほとんど虐待の定義に合わない、養護者の定義に合わないということで、認定されない問題ですとか、つながる場もなかなか繋がらなくて困っていますというような問題をちょっと提起させていただきまして。

養護者虐待はどういう形で認定されなくなってしまうんかみたいなところを迫りかけていただきたいし、つながる場もようやく障がいのケース会議の法定化がされるということで、早めに来年度からどうするのか、検討いただきたいなと思っております。

それとあと、加えていただきたい課題なんですけども、その他課題に入っていますけど、やっぱり取り上げていただきたいというのが、1つはその他課題の2番の18歳のセルフプランは、先ほども出ていましたけども、65歳問題と合わせて一緒に扱っていただけたらなど。

それから、14番なんですけども、これ前も確か言ったと思うんですけど、知的の人で、もともと、かかりつけ医を持っていない人が多いんですけども、そういう人のサービスが必要ということと言っても、区分認定とかで診断を書いてもらえないってということもあります。

なので、紹介できるようなリストを作ってもらえないと、特に緊急ケースとか言ったら間に合わへんで、お願いしたいなということで14番を挙げていただけないかなと。

あと29番の災害時の支援なんかも、避難行動、個別避難計画の策定なんかも求められているんで、ちょっとこれも挙げていただけたらなというふうに思っています。

あと、18番、19番はですね、移動支援の人の利用が、提起されてきています。これは制度上の経過上ですね、全身性障がい者介護人派遣事業という経過がありますんで、大阪市の移動支援事業は、身体障がい者はむちゃくちゃ基準が厳しくなっていて、知的・精神の方は、すんなり移動支援が利用できるのに比べて、身体だけは全身性1級、四肢麻痺とか体幹障がいがある人だけに限定されていて、それ以外の人は、重度訪問介護に行けなければ何も受けられないということになっているんで、これについては挙げていただきたいなと、検討をぜひしていただきたいなというふうに思っています。

それから、12番13番もですね、これ虐待のケースの養護者虐待の方に挙げていただいていると思うんですけども。

この間、営利目的の事業所がどんどん参入してきて、グループホームで大変なことになってたり、計画相談で囲い込んで閉じ込めるみたいなの、そんなケースも出てきておりまして、ちょっと事業所虐待についてはですね、どうしていくんか。

これもうなんぼでも出てきて、相談しても振り回され続けるんですけども、運営指導を頑

張っていただいているんですけども、やっぱりこれ、モグラ叩き状態になってきてますんで、ちょっと事業所への啓発研修をどうしていくんか。

これはもうやったらあかんでっていうふうなことで知らしめていくような動きを作らないと、なんぼでも事業所虐待が出てきますんで。

これは対策を急ぐべきかなと思って、12番13番を挙げていただけたらなというふうに思っているところです。

はい。

以上です。

潮谷部会長：

はい、今ですね、複数のご意見あったかと思いますが、まず虐待について、養護者虐待の範囲とかですね、今の事業所内虐待の取り扱いについて、市としての取り組みで何かありませんでしょうか。

福井地域福祉計画相談支援担当課長代理：

すみません、地域福祉課計画相談支援担当課長代理の福井と申します。

よろしく申し上げます。

養護者虐待の件なんですけども、今年度、新任の担当者に対するアドバイスの意味合いを持って、何区か回らせていただいて、何件かケースを見させていただいたりしておるので、その内容も踏まえて、今後研修にとかですね、何か盛り込ませていただけたらなと思っております。

以上でございます。

潮谷部会長：

はい。

またですね、事業所内の囲い込みみたいなことについてもぜひ検討いただいて、場合によってはそういったリーフレットみたいなものを作ってもらおうとか。

また今、事例の分析ということでありましたけど、各区の中でもですね、虐待の事例検討も行っているところもありますので、ぜひそこと連携をしていただけたらと思います。

特に、個人的には、虐待認定において、保護か保護じゃないかで判断してしまっただけで、認定に至っていない例が結構多くて、実際、虐待は継続されていると。

それについての支援っていうところの、フォローが全くなくて、地域の事業所で虐待起きないように見てください、みたいな。

つまり、在宅支援というところが、措置による在宅支援か、措置によらない在宅支援っていうところの位置付けがされないまま、終結になっている例というのがたくさんあります。

そもそもの対応マニュアルとかいうところから、検討が必要かなというふうには思っていますので、ぜひ考えてもらえたらと思います。

その他、古田委員の方からありましたところで、何か事務局の方でお答えいただける部分ありますでしょうか。

塩谷障がい福祉課長代理：

はい。

ありがとうございます。

ご意見ありがとうございます。

まず、緊急時支援の使い方についてということでございまして、やはり区などで何かそういった、緊急時の事例を受けたときに、この制度を使えるのか、これが駄目だったらこの制度と言ったような、具体のフローというものが、シートを作って提示などすることによりまして、工夫ができるのではないのかと思っておりますので、またその辺りの再周知、わかりやすいものの周知につきましては、検討を進めさせていただきまして、実施していきたいなと思っております。

それから、こちらでお答えさせていただくにつきまして、定期受診のない知的障がい者の方のお話をいただきました。

知的障がいのみの方で、服薬の必要のない方は、病院を受診していない場合が多いということで、いざ、年金受給のために、診断書を書いてもらいたいと病院を受診してもすぐに診断書を書いてもらえない場合が多いというご意見でございまして。

これにつきましては、福祉局が取り組めるところはやっていきたいなと思っております。

例えば、知的障がい、障がい年金を申請するときには、原則、精神保健指定医などに診断書を書いていただくことになると思うんですけども、実際どのように断られるのかといったようなことを、もう少し具体の情報などをいただければ、例えば、医療機関への周知であったり、医療機関との関係性を早期から持つことの重要性などについて、支援者に周知を行うのにも、具体策に結びつけられるようにしたいと考えております。

それから、あと防災のことでございますが、防災の関係につきましては、地域の支えあいが重要でありまして、日頃から近隣住民とコミュニケーションを図ることができるように、様々な啓発などによりまして、障がいのある人たちに対する理解を深める必要があるという認識でございます。

また、個別避難計画の問題につきましては、この間、計画策定ワーキング会議等におきましても、各区の取り組み状況が見えにくいといったことが議論となっております。

本日は、危機管理室にはご出席をいただけていないのですが、個別避難計画につきましては、各区長による推進チームを中心に、地域の理解や福祉専門職の参画を得るなど、地域の実情に応じた取り組みを、各区において進めて参るということでございましたので、福祉局としましても、危機管理室とも連携し、支援者、情報の連携手法の整備などにつつま

して、取り組みを行って参りたいと考えております。

そちらは、いただいたご意見を市の課題として、ランクアップして欲しいということに関しては、具体策と併せまして、関係部署と検討して参ることとさせていただきたいと存じます。

潮谷部会長：

あと移動支援の方の要件、ということについてはいかがですか。

高田障がい支援課課長代理：

障がい支援課課長代理の高田と申します。

移動支援につきましての貴重なご意見ありがとうございます。

制度の内容につきましては、具体、言っていたとおり、身体障がい者の方につきましては、全身性のみとなっております。

移動支援は法定給付ではなく、地域生活支援事業として、市の裁量が効く部分ではございますが、他都市等のバランス等もありますので、それを見据えつつ、麻痺の方以外にも行われる方っていうのも、いろいろ聞いておりますので、その方に対してもできるように、実現するかどうかっていうのもあるんですけども、引き続き検討していきたいなと考えております。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ぜひ検討いただいて、やっぱりニーズとしてあるということですので、利用枠が広がると望んでおります。

今のお話で言うと、緊急時支援についてはまた、啓発ということで情報提供していただけたらと。

その時に、先ほどの生活支援拠点事業のパッケージと一緒にしてお伝えいただけるといいのかなというふうに思いました。

医療機関の一覧というところについても、ぜひ進めていただきたいと思いますが、今日欠席されている宮川委員と連携していただいて出してもらえたらと思っております。

はい。

あと避難計画については、分析をしていただきたいなというふうに思います。

各区での取り組み状況がどうなのかっていうところであったり、やはり計画の推進状況ですよね。

進捗状況というのがどういうふうになってるのかっていうのが、なかなかデータとしてないと、分からないかなと思いますので、その辺りデータの方を収集していただけたらと思

っております。

はい。

各区からの意見ということで、他何かありますでしょうか。

京谷委員、お願いします。

京谷委員：

医療機関の方から、先ほどの知的障がいの診断書の件について述べさせていただきます。

積極的にそういう依頼に応えたいっていう気持ちはあるんですけども、やはり小さい診療所ですから知能検査とかもできませんし。

それから、これまでの経緯とかについて詳しい人が来られず、何の情報も無いと、書きたくても書けないというのが実情ですので、センターの方であらかじめそういう検査の結果ですとか、これまでどんな問題点があったとか、そういうことに詳しい方に来ていただくとか。

そういうセッティングをしていただければ、積極的に応じていきたいと思っています。

以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

鳥屋委員、いかがですか。

鳥屋委員：

はい。

今の、かかりつけ医のいないケースっていうことで、我々もあったのが、聴覚の方がサービスを使いたいと言う事で、医療機関はと言ったときには、耳鼻科とかなるわけですね。

そういった時も、どこの医療機関に連絡しても、普段かかっている患者さんやから、状態が分かって書けるけど、支援区分の医師意見書のことだけで来られても、やっぱりよう対応できませんっていうことになりました。

なので、知的の方もそういうことだと思っんで。

リスト自体は、区役所の窓口で、区内の医師会の一覧があるんですよ。

それで、一覧を見て書くことはできるんですけども、積極的に協力してくれる医療機関への働きかけが市として必要だというふうにとらえています。

あと、各区から挙げた課題で、やはり部局を跨る課題っていうのが非常に課題として取り残されてるのかなという気がします。

今回も、取り上げていただいた課題の中に、福祉と教育の連携というようなところで、取り上げていただいているのもあれば、我々の方からの部分、都島区の部分で、児童の支援の中で、訪問等支援事業、正式名称は忘れちゃったけど、これはなかなか学校側に浸透していな

ったり、上手く活用できてないっていうことで、ここが、せっかくそういう制度があるけど上手くいってない、という意味では、福祉ともう少し教育の方が連携しないとうまくいかないだろうなというふうにとらえています。

あと同じように、福祉と危機管理室の連携ですね。

この中にあったような個別避難計画って、各区で始まっています。

で、区によって温度差っていうのはもちろんあると思うんですけども、我々都島区でも始まっているんですけど、地域側はやっぱりこの個別避難計画を知らないんですね。

それはなぜかっていうと、区も含めてですけども、市の方から、地域とかも、市民に対してこの個別支援計画は何かっていうこと、個別避難計画を進めていってますという話はどこにも出てないと思われるんですけど、そういった意味でスタートはしているけれども、急に個別避難計画の案内が送られてきても、これが、平時の見守り要援護者名簿とどう違うのかっていうところから、地域では混乱が始まっています。

なので、これも福祉と防災の連携がない限り、課題解決にはならないなというふうに思います。

もう1つ、緊急時のショートの問題みたいなものも各区から上がってると思うんですけど、まだ取り扱い課題に挙がっていなかったのかなと思うんですけど。

先ほどの地域生活支援拠点でも、緊急ケースのコーディネートをするのは相談支援ですけども、受け入れ先はショートになるっていうところで、ショートを如何に、そのネットワーク巻き込んでいくか。

うまくこの制度を活用してもらってっていうことは、大事だと思っています。

例えば、グループホームであれば、空き状況を定期的に各区の相談支援に配布してもらったりとかあると思うんですけども、なかなかショートってそういう意味では、空き状況というのは難しいと思うんですけども、そもそもそういう緊急時に受け入れてもらえる可能性があるかどうかっていう意思表示みたいなものも、どこかでショートステイの各事業所に確認していく必要があるのかなと思います。

ショートに連絡をかなりしても、なかなかやっぱり緊急時に受け入れてもらえないというのが現状だと思います。

先ほど、パッケージという意味で、緊急になるケースというのは、今まで何もサービスを使ってない方が多いと思います。

そうすると、区分がないっていう中では、やっぱり特例介護給付を使わないといけないんですけど、各区の担当者が特例介護給付を実際に使ったことがあるかないかという意味では、なかなか使っていないので、結局その時どうしたらいいのかわからなかったり、特例介護給付があること自体を、地域側が知らなかったりとか。

そういう中で、先ほど言いましたように、区分がない人を受け入れて大丈夫なんですかっていうことが我々の地域から、ショートの方から質問が上がっているんで、その辺り、特例介護給付っていうのもどれぐらい使われているのか、使えないのはどんなケースだったの

かというのを分析して、示してもらった必要があるかと思います。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

やはり今の話でいうと、緊急時対応というのは生活支援拠点事業と同じような形で、パッケージ化してやっていかないとはいけませんし、ショートのところなんかを、もう一度アンケート取るなり、可能なところってのは広げていかないとはいけないと。

また、特例介護給付の使い方というところもですね、入れながらやっていく必要があるんじゃないかというようなご意見ですね。

あとはやはり医療機関については、市の方から協力依頼という形でやって、一覧みたいなものが出ると、実際に使いやすいだろうなというふうに思います。

その辺りまた医師会の方とかですね、連携をしていただけたらと思ってます。

はい。

あとはね児童のケース。

ここ挙げられているのも、正直すごく気になるケースですよ。

1番のケースですね、保育所等訪問支援をやっぴりご存知ないということも、小学校なんかあり得るなというふうに思いますので、そのあたりの情報提供も重要ななと思っています。

はい。

各区からの課題について、いかがでしょうか。

はい。

岡委員お願いいたします。

岡委員：

すいません岡です、よろしく申し上げます。

各区から上がっている課題について、1個ずつ解決していくしかないのかなというふうには思っているんですけど。

課題をどうとらえていくかっていうことを考えたときに、各区から上がってくる課題が、その区の中でどれだけ実数があって、権利とか人権の問題とかもあるので、数が云々かんぬんではないんですけど。

多分このままいくと、大阪市さんの中で優先順位をどうやってつけていくねんという話になったときに、多分24区にそれぞれこっだけ潜在的に秘めてるだろうなっていうところ、高いところとか、取り組んでいったりするためには、何か各区の中でこのケースや該当する課題がどれだけ数字があったんだっていうようなことがもう少しわかると、市の協議会と

しても、もうちょっと取り組みやすくなったり、分析しやすくなったりするのかなとか、ずっと見ながら思っています。

例えば、高齢のケアマネさんとの連携をどう図っていくのかってなった時に、じゃあその区では、高齢のケアマネと連携を図っていくための部会があるんですかとか、そういう取り組みをしているんですかとか。

何かそういったものがあってもなかなか解決しないんだってことであれば、多分それは、市の中で大きく取り組むべきことだし、ないんだったら、先に区の中で作りましょうよというのが、多分優先度は高くなってくるんだらうなって気もしますし。

何かもうちょっと整理するための数字というか、そういうのもあると、もっともってわかりやすいのかなというふうには思うんですね。

地域生活支援拠点のこともありますし、そういう地域の中の自分ところの区の課題というか、ここを考えなあかんよねっていう題材にもなりますし、取り組んでいく形にはなりませんし、そういったものがあれば、もっともって区の中で何を考えなきゃいけないのかっていうのも多分はつきりしていくと思うんですね。

例えば、もっと言えば、各区の基幹センターの、相談件数なんかあるじゃないですか。

これは24区、相当なばらつきがありますよね。

これは例えば、委託相談の部分でしかこの数字は上がってきてませんので、ここの数字が低いということは、多分その基幹センターさんは計画相談でそこは走り回ったりとか、いろいろそこであそこの区の相談支援事業者の数が少ないんかとか、1人事業所が多いんかとか、いろんなものが、それだけでも追いかけていけると思うんですよ。

だからこそ、区の課題でこういうのが上がってきてるんだっていう、根拠になるようなことはもう少し、わかるような形のものが、これ全部の数字とか、ものをつなげていけばもっともってわかりやすいものがもっと生まれるのかなっていうふうには思っています、何かそういうまとめ方というか、繋がりを持たせるみたいなことを、市も区も何かちょっと考えていけば、もう少し市の中の本当の課題とか区の中の本当の課題ってのが整理されていくんじゃないかなと思うので、そういう課題のとらえ方というか、そういうのも考えてもらえたらなと思います。

はい。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

課題については自由回答という形で上げていますので、その辺り、各区で考えているリスクとか深刻度、件数というのがわかるような形で、少し変えたほうがいいというご意見ですね。

またそこら辺もご検討いただけたらなというふうに思います。

はい。

山田委員、お願いします。

山田委員：

ありがとうございます。

1つだけ、移動支援のことについてなんですけれども。

本当に普段私達のセンターはいろんな大阪府の自治体さんとの繋がりがあの中で、大阪市がこのような制限があるってあんまり理解しなかったんですけれども。

実は私たちの対象者の触法障がい者と言われる人たちの、移動支援の使い方って少し今お話を聞いてて違うなというふうに思ったところとしてはですね、どちらかという、1人で外出してもらったら困るというような、対象者が多くて。

というのは、子どもに対する性犯罪をする人だとか、1人で外出してしまうとすぐに知らないうちに窃盗してしまうとか、そんなところで、長く刑務所に入っておられた方なんかは出てきた時に、まずは一旦はちょっとホームの中でずっと生活しといてもらって、その上で外出するときは、誰かと一緒に、みたいなどころから、その人たちの自由を少しずつ広げていくみたいなどころで、移動支援を使わせていただくっていうことが多いんです。

そういった意味では、かなり制限があると、できたらこういう移動支援を使って、少しずつその人の生活を拡大していきたいというところで使いたいというところもありますので、是非とも、柔軟なご判断をしていただけるようにしてもらえたらなというふうに思います。

もう1つは、特に繰り返し受刑をしている方なんかは、社会を知らない人が多いです。

ですので、こういった移動支援を使って、社会のルールを知ってもらうとか、世間っていうのはこんなものがあるんだよというのを知ってもらうツールとして使ったりするので、いわゆる地域で暮されている方々の移動支援の使い方とは少し違うと思いますので、来年度から基幹センターの業務に、触法障がい者の支援というところも入れていただいたというところもありますので。

できたら、この辺りも知っておいていただければなというふうに思いました。

以上です。

潮谷部会長：

そのあたり事務局の方で何かご意見ありますか。

移動支援を使うとき、触法の方の制限がかかるみたいな、そういうことって、特にないのかどうかかってありますか。

高田障がい支援課長代理：

障がい支援課長代理の高田です。

貴重なご意見ありがとうございます。

現在の対象者の要件は、知的、精神、身体の方となっておりますけども、そういった、今日、貴重なご意見いただきましたので、それらも含めて、また今後、先ほど言いましたように、実現できるかとかもあるんですけども、可能な限りまた検討していきたいと考えております。

以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

他いかがですか。よろしいでしょうか。

はい。

それでは、次の審議の方に移りたいと思います。

議題の4についてのご説明よろしくをお願いします。

塩谷障がい福祉課長代理：

<資料9について説明>

潮谷部会長：

はい。

計画についてのご説明でした。

ご意見等ありますでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

まず、計画案の137ページの施設からの地域移行なんですけども、国連の勧告でも、これから脱施設を進めなければならないというふうに、報告されていまして、大阪府の自立支援協議会では、この前提言を出していただきました。

割と画期的な提言じゃないかなと思うんですけど。

何十年もの長期入所の状態が今なお続いていまして、今1,200人の施設入所者がいるんですけども、多分全国の傾向から言うと、そのうちの半分近くが20年以上だと。

ですから大阪市は5,600人が20年以上の入所者ではないかと。

で、30年以上いうたら25%ぐらいなんですよ、だから3,400人ぐらいは30年以上という、そういう状態ではないかと思われま。

それだけ長い間、施設に入り続けなあかんという理由は、絶対ありません。

入れてから、もう出さないでくれって、家族も帰ってこられたら困るからみたいなことは

言われるかもしれませんが、そういう中でも長期入所の状態が当たり前のようになっている。

これはもう今の時代、見直していただきたいというふうに思っています。

それで、府の提言でもこれからは施設には3つの機能を設けますと。

まず、今短期間で施設から出れるように、通過型にしようみたいな話ですとか、或いは地域の緊急ケースを受け入れていくようにしましょうみたいな、通過型・循環型みたいなこちらにも要望していたんですけどね。

というような方向性がやっと示されまして、これから施設と話をされていくと思うんですけども、大阪市でも次の長期計画では、前から長期入所は人権侵害だと書いていただいているんですけど、いよいよもう一歩踏み込んで、長期入所を解消していく具体的な仕組みを作る、施設は府の提言と同じように、通過型・循環型を検討していくというふうに入れていただきたいなというふうに思っています。

それで数値目標を、国は6%以上と示していますが、第6期でおそらく大阪は11.6%を達成していると思うんですけど。

これはやっぱり、長期入所を解消していく動きを作るという意気込みも含めて、10%いけるはずですから、ぜひ10%にしていきたい。

それから、施設入所者の削減についても、4.7%達成見込みになりますんで、これは国と同じ5%としていただきたいというふうに考えておりますんで、地域移行の問題についてはぜひ、それから施設のこれからのあり方、通過型・循環型というのはぜひ盛り込んでいただけないかなと思っています。

それと、計画の111ページでメトロの問題をお伝えさせていただきます。

皆様ご存知かどうかなのですが、地下鉄ですね、大阪メトロが8月下旬からいきなり、改札の一部を無人化しております、もう早速トラブルの声がこちらの方も入ってきております。

どういうことかと言うと、改札を一部無人化してインターホンを設置して、そこにパスを置かせるといったような。

それで通れるようになるみたいなやり方を、もう工事済んでいまして、いきなり8月下旬からスタートしました。

障がい者団体に8月中旬ぐらいにいきなり回ってきて、こうしましたからってという話で、ちょっと待ってくださいと。

これ障がい者でトラブルなるで、と、不都合が生じて問題になるのがわからへんかみたいな。

例えば視覚障がいだったら、インターホンはどこにあるんかどうか、もう参りますよね。

聴覚障がいの方はインターホンでどうやってやりとりするのか、身体障がいの方で今出ているケースは、緊張でインターホンのボタンまで手が届かない、パスが置けないとか、それから言語障がいのある方がもう早速、あなたの言っている話はわからないって言われて、そん

なトラブルはもう現実的に起こっています。

何でこんな話にしてしまったんやと、「安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけて参ります」っていうふうにメトロの表現に書いていただいているんですけど、メトロがバリアを増やしてどうするんやと。

ということなんで、ここちょっとね、無人化のことを含めて、メトロと調整が必要だと思うんですけど、これはもうゆゆしき問題ということで、各種障がい者団体、こちらでも声集めますけど、各障がい者でこれ不便ないかっていうのを調べていただくのももしよかったら、協力していただいて、それからメトロに、これはさすがに逆行しているというお話をぜひ向けていただきたいなと思っていますので、すみませんがよろしくお願いします。

潮谷部会長：

1つは地域移行の目標値ですね。

それについて、さらなる目標を掲げるということをご検討いただきたいというご意見ですけれども、このことについて、委員の方たちいかがですか。

10%、一応、親会議の方にもそういう意見があるということをお伝えいただくというのは大事なかなというふうに思います。

5%削減ということについては考えられているということですよ。

もう1つはメトロの問題ということですので、状況の収集を市の方でも、ぜひ実施していただいいてですね、場合によっては差別解消法の方でもご検討いただくような形で、してもらえたらと思っています。

他、計画についてありますでしょうか。

ないようでしたら、そろそろですねお時間の方も迫ってきておりますので、最後に何か言っておきたいことということでもありますか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

先ほど言いました事業所の虐待はですね、養護者虐待が地域福祉課ですけど、事業所虐待は運営指導課ですので、もしよかったら、運営指導課が今日来てはるんで、一言いただけたらなと思います。

竹井運営指導課長：

運営指導課長竹井でございます、ありがとうございます。

事業所における施設従事者等の虐待につきましては、運営指導課の方で対応させていただいております、私ども事業所に対して、年に1回、集団指導という形でいろんな項目について指導させていただくんですけども、その中でも、今回も昨年度からですけれども、虐待防止に関する取り組みであるとか、こういった内容になると虐待に当たりますよ、という

ようなことも周知させていただきながら、虐待の防止に努めて参りたいと思っております。  
よろしく願いいたします。

潮谷部会長：

はい。

さらなる指導というところを強化してもらえたらと思っております。

それでは最後、副部会長の方でお願いします。

北野副部会長：

皆さんありがとうございました。

かなりいろんな意見言っていただきましたんで、私の方も思ったことを若干だけ言わしていただきます。

1つは、相談支援の1人事業所のバックアップに関して、パッケージ化も含めて、大事な意見をいただいたんですけども。

私は豊中市で、相談支援の事例検討会を毎月集まってやっていますんで、やっぱり相談支援事業所さんは集まっていたら、事例検討されるとものすごく喜ばれるんですよ。

もう本当に大変で、いろんな意見があつて本当に良いと私は思うんだよね。

正直に言うけど、やっぱり熱心な法人さんほど相談支援が赤字部門なんです。

この赤字部門を何とかしないと。

根本的な問題を考えますと、やっぱり市でできることは、はっきり言うと、毎月モニタリングを簡便にスムーズにやれる仕組みにしたらいいと思うんですよ。

そうしないと、とても採算とれへんからこの事業は。

せめてやっぱり、最低限、介護保険並みにあっさり簡単に毎月モニタリングできるようにして、それができて赤字がなくなったら、2人採用することも可能になりますんで。

今の単価ではどこの法人も乗ってこないですよ。

毎月モニタリングの仕組みをどうするかということをご検討願えたらというのが私の思いです。

2つ目はですね、セルフプランの話ももう意見出ましたんで、65歳問題と18歳問題と両方あるということです。

それから與那嶺委員や鳥屋委員に仰ってもらったように、私特に18歳問題が気になっていまして。

悪く言えば、セルフプランを悪用している、ある特定の事業者とかいらっしやつて。

18歳になるまでに使ってもらっておいて、18歳超えてからも自分ところのサービスを使ってもらおうという、要するに他のサービスを使わないようにしてしまうような、そういうところもありますんで、いろんなサービスを、組み合わせることができる相談支援事業の仕組みを活用していただかないと良くないときもあります。

そこは、検討していただけたらと思います。

それから3つ目は、やっぱり虐待対応の問題です。

虐待対応についてどうしても気になるのは、区保健福祉センターの同じ窓口で、障がいと高齢者と、両方ともを対応しておられます。

できましたら、多様な障がいに対する理解というのは非常に、ある意味大変な問題ですので、多様な障がいに対応できるような職員配置の問題とか、あるいは研修の問題とか、もうちょっとやっていただかないと、特に障がい者の支援ではうまくいかない事例も出てきております。

そこは、職員対応や研修のことをしっかり考えていただけたらと思います。

最後に、山田委員の方から触法障がい者に関する事、特に地域生活定着支援センターの事例が出て、私が思ったのは、いま新たに刑務所に入所される方のデータが出ていますけれど、もともと10%とか20%ぐらいの割合だったのが、今では30%ぐらい。

3割ぐらいの方が、精神障がいとか知的障がい持ってる方なんです。

高齢者は2割となっていますから、今もう刑務所に新たに入所される方ってのは、高齢者と障がいの方が半数以上いらっしゃるという状況です。

特にこれから触法問題というのは、すごく特別な問題ではなくて、かなり多くの方が生活に困られて、いろんなことがあって経験不足の中で、触法行為に引き込まれていってしまう知的障がいや精神障がいの方が多いためです。

この方々の支援というのもこれから、しっかり考えていけたらなと思いますので、大阪市さんも一緒にどうぞよろしくをお願いします。

以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございました。

モニタリングについては、また市の方で基準を出していただいた後にどう変わってきたかっていう、比較というところを、ぜひしてもらえたらなというふうに思います。

セルフプランについては、ワーキングの方でもまた引き続き検討させていただければと思っております。

それではですね、終了時刻になりましたので、本日の地域自立支援協議会を終わらせてもらえたらというふうに思っております。

三浦障がい福祉課長：＜閉会の挨拶＞